

(パワーハラスメントの防止に関する規程別表)

## ハラスメントの例

### セクハラ

相手を不愉快にさせる性的な色彩を帯びた言動によるもの

#### 【具体例】

- ・性的な事実関係を尋ねること
- ・性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ・性的な関係を強要すること
- ・必要なく身体に触れること
- ・わいせつ画面を配布すること など

### パワハラ

職権などのパワーを背景に、上司が部下に対してその権限を濫用するなどして引き起こされるもの

#### 【具体例】

- ・暴行・障害（身体的な攻撃）
- ・脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ・隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ・業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ・私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害） など

### モラハラ

上司・部下、男女間にかかわらず、言葉・態度・文書などにより、陰湿に（静かに、じわじわと）繰り返される行為・嫌がらせ全般のこと（精神的ないじめ）

#### 【具体例】

- ・継続的に無視した行動を取る（仲間外れにする）
- ・見下した態度を取る
- ・必要な情報を与えない
- ・聞こえるように嫌味・悪口を言う
- ・本人が気にしていることを揶揄する
- ・わざとらしい行為をする
- ・文句でもあるかのような行為をする
- ・言われたことをしない など

上記のような行為を行い、被害者が精神的な苦痛を受け、医師による診断を受けた場合、加害者は刑事罰に処される可能性があります。法人としても、事実関係を確認した上で、就業規則違反として懲戒処分を行う等、厳正に対処いたします。

以上